

テーマⅡ
関係省庁の連携による
公的手続等のデジタル化の推進
国税庁提出資料

令和5年12月18日（月）



✓ 給与所得情報のマイナポータル連携等の推進（「書かない確定申告」の推進）

- 各省庁から所管する業界団体に対し、源泉徴収票のe-Tax提出を会員事業者に呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。⇒**各府省庁等へ協力依頼を発出（12月7日（木））**
- 併せて、（各省庁や地方自治体、所管独立行政法人の職員等を含め、）マイナポータル連携・マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告の利用を呼びかけ。⇒**各府省庁等へ協力依頼を発出（12月7日（木））**

✓ マイナポータル連携の対応事業者の拡大（年末調整事務等の効率化・利便性向上）

- 関係省庁から、控除証明書等発行団体の所属する所管の業界団体に対し、マイナポータル連携への対応を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。⇒**関係省庁と対応を検討中**
- 関係省庁から所管する業界団体に対し、会員の事業主に「年末調整手続の電子化」を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。⇒**各府省庁等へ協力依頼を発出（12月7日（木））**

✓ 申請における納税情報の添付自動化の推進（申請者の利便性向上・事務の効率化）

- 関係省庁において納税情報が必要な申請システムの改修の可否・時期等を検討。
⇒**各府省庁等へ作業依頼を発出（12月14日（木））**
- 関係省庁から地方自治体及び金融機関団体に対し、システム連携を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。⇒**関係省庁と対応を検討中**

✓ 預貯金等照会のオンライン化の拡大（金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化）

- 関係省庁から、金融機関団体に対し、会員の金融機関にオンライン照会への対応を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。⇒**関係省庁と対応を検討中**
- （利用していない）地方自治体等に対し、オンライン照会の利用を呼びかける通知を（国税庁と連名で）発出（and/or説明の実施）。⇒**関係省庁と対応を検討中**

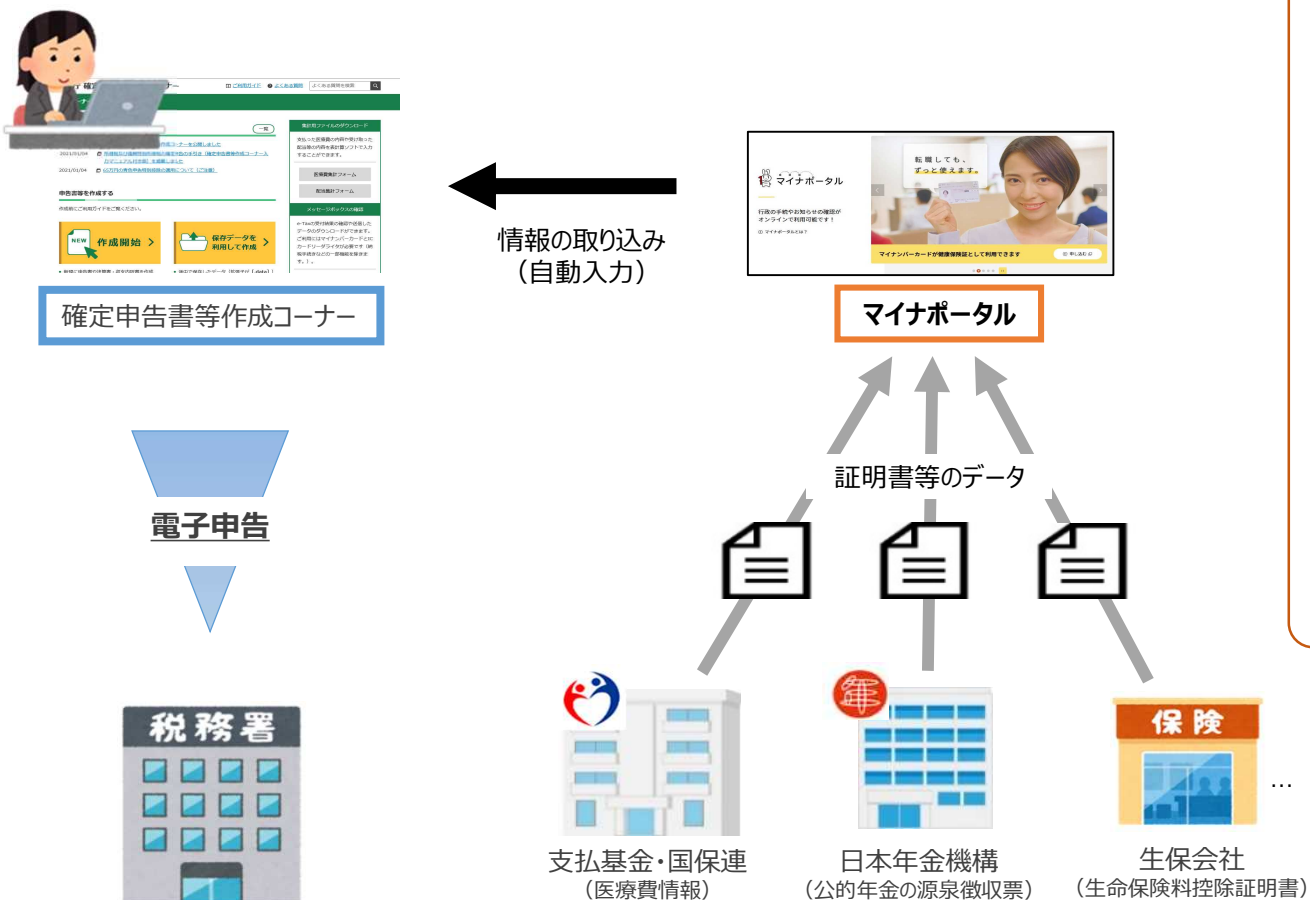
参考資料

(前回資料)

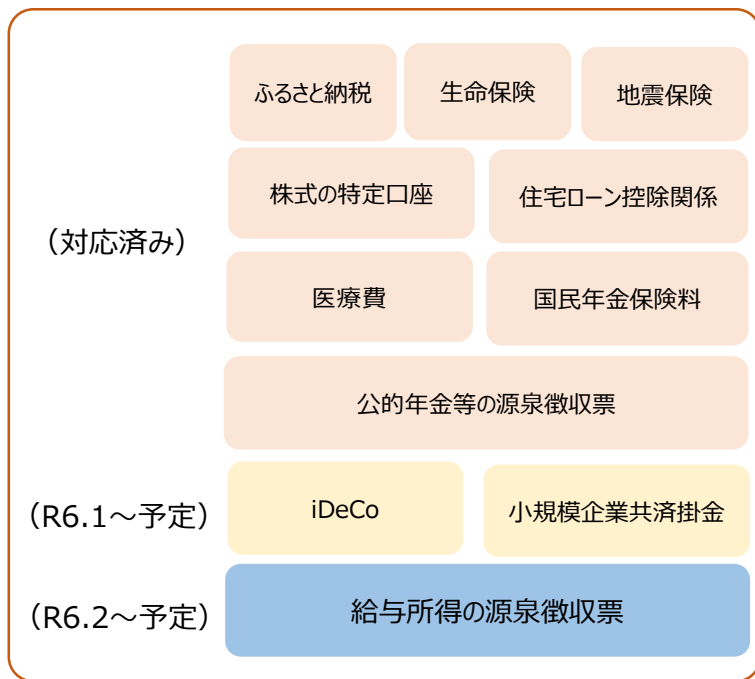
給与所得情報のマイナポータル連携等の推進
（「書かない確定申告」の推進）

◆ e-Taxによる確定申告に当たっては、政府機関や民間企業からマイナポータルに連携された情報を確定申告書等作成コーナーに取り込むことで、申告書への自動入力を実現。

1 マイナポータル連携の概要



2 自動入力の対象



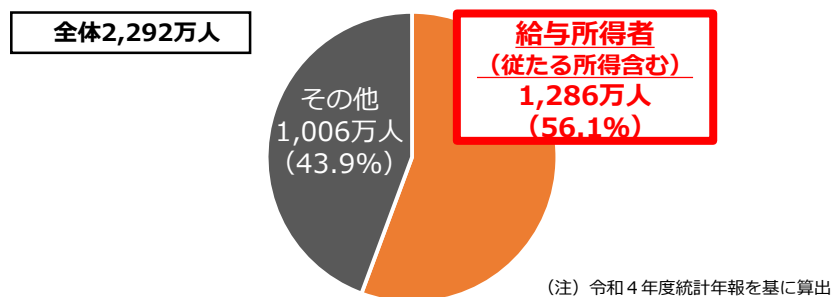
※ スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることで、金額等を自動入力できる機能(R4.1～)については、確定申告書等作成コーナーにおいて引き続き提供。

- ◆ 確定申告人員の半数超は給与所得者であり、令和6年2月から開始される給与所得情報の自動入力によりe-Taxによる確定申告の利便性は大きく向上。
- ◆ 他方で、今回の給与所得情報のマイナポータル連携は、事業者から国税当局に、従業員の源泉徴収票をe-Taxで提出していただく必要があり、事業者の協力が不可欠。

当面の対応（案）

- 各省庁から所管する業界団体に対し、源泉徴収票のe-Tax提出を会員事業者呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- 併せて、（各省庁や地方自治体、所管独立行政法人の職員等を含め、）マイナポータル連携・マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告の利用を呼びかけ。

1 確定申告の状況（令和4年分）



2 給与に係る法定調書

	提出先	提出枚数	うち	オンライン割合
			オンライン提出	
給与所得の源泉徴収票 （年間500万円超のみ）	国（税務署）	2,275万枚	1,283万枚	56.4%
給与支払報告書	従業員の居住地 の地方公共団体	8,644万枚	5,571万枚	64.5%

3 事業者への呼びかけ

事業主の皆さまが、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用いただけます。

事業主の皆さまへお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

※1 「給与所得の源泉徴収票」は令和4年1月～12月の提出件数、「給与支払報告書」は令和4年4月～令和5年3月の提出枚数。

※2 「オンライン提出」とは、e-Tax又はeLTAXによる提出。

※3 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）。

マイナポータル連携の対応事業者の拡大
(年末調整事務等の効率化・利便性向上)

マイナポータル連携の対応事業者の拡大（年末調整事務等の効率化・利便性向上）

- ◆ マイナポータル連携などを活用した「年末調整手続の電子化」を推進しており、令和5年10月から**年末調整で添付を要する主な証明書※1は、全てデータで提出可能※2**。
 - ◆ 「年末調整手続の電子化」により、**従業員は保険料等の控除額の計算が不要**となり、**事業主はシステム入力が不要**となるほか、**控除額・添付書類の確認に係る事務量や書類の保管に係るコストを軽減**することが可能。
 - ◆ 他方で、控除証明書等発行主体（生保・損保等）の多くはマイナポータル連携に対応していただいているが、**年末調整事務の効率化を進めていくためには、対応事業者を拡大していく必要**。これは、**e-Taxによる確定申告の利便性向上**にも寄与。
- （参考）令和5年9月時点で、生保42社中20社、損保19社中8社がマイナポータル連携に非対応（うち、生保10社、損保8社は電子発行にも非対応）。

当面の対応（案）

- 関係省庁から、控除証明書等発行団体の所属する所管の業界団体に対し、**マイナポータル連携への対応を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- 関係省庁から所管する業界団体に対し、会員の事業主に「**年末調整手続の電子化**」を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。

年末調整手続の電子化のイメージ

控除証明書等
発行主体



控除証明書等データ

マイナポータル連携では
複数の控除証明書等データを
まとめてダウンロード可能！



・控除証明書等データが控除申告書
に自動転記！
・控除申告書の控除額は自動計算！



控除申告書等のデータ送信

勤務先

・給与システム等への手入力が不要！
・控除申告書の控除額や添付書類
の確認作業が削減！
・紙書類の保管場所が不要！



給与担当者

手入力不要

保管不要

紙書類



給与システム等

※1 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
※2 証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提
※3 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアを活用

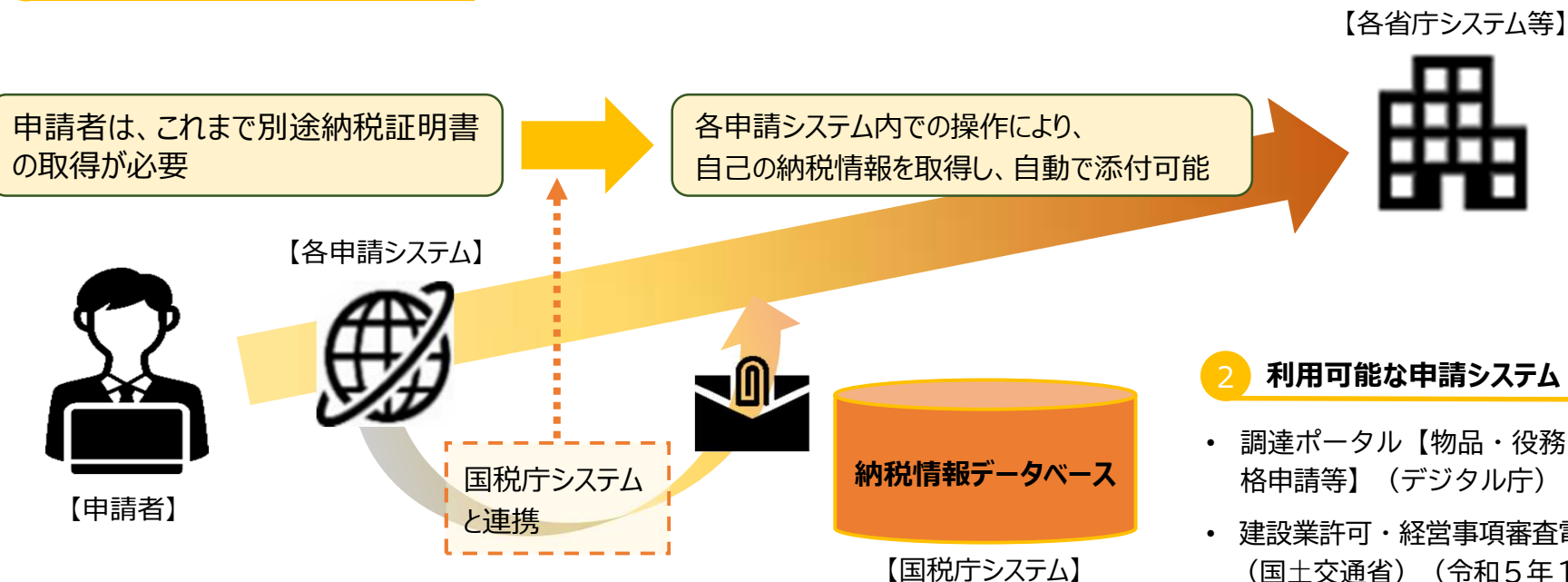
申請における納税情報の添付自動化の推進
(申請者の利便性向上・事務の効率化)

- ◆ 全国の税務署に対する納税証明書の請求件数は約170万件（令和4年度）に上る。
- ◆ 令和5年1月からは納税証明書の添付を要する申請手続に関して、その手続をオンラインで行う際に、納税証明書に代えて、手数料不要で「納税情報」を自動で取得し、申請先に提出することができる仕組み（納税情報の添付自動化）を構築・運用。
- ◆ 他方で、申請者がこの仕組みを利用するためには、申請システムを保有する者（関係省庁、自治体、金融機関等）にシステム連携していただくことが必要。

当面の対応（案）

- 関係省庁において納税情報が必要な申請システムの改修の可否・時期等を検討。
- 関係省庁から地方自治体及び金融機関団体に対し、システム連携を呼びかける通知を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。

1 納税情報の添付自動化の仕組み



2 利用可能な申請システム

- ・ 調達ポータル【物品・役務に係る競争入札参加資格申請等】（デジタル庁）（令和5年1月～）
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（国土交通省）（令和5年1月～）

預貯金等照会のオンライン化の拡大
(金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化)

預貯金等照会のオンライン化の拡大（金融機関及び行政の事務の効率化・迅速化）

- ◆ 法令に基づく財産調査等を目的として金融機関に対して行う**預貯金等情報の照会**については**オンラインによる照会が可能**となっており、国税庁では令和3年10月からオンライン照会を実施。
- ◆ オンライン照会の導入により、金融機関側では、書面での対応が不要になり**回答出力や郵送事務の削減**が図られるなどの**事務負担の軽減・事務の効率化**、行政機関側では、**早期の回答受領**（国税庁の場合、数週間から平均2.3日に短縮）や**データ処理による効率化などが可能**。
- ◆ 他方で、より全体として効率化を図るためには、これに**参加する金融機関や地方自治体を拡大していくことが必要**。

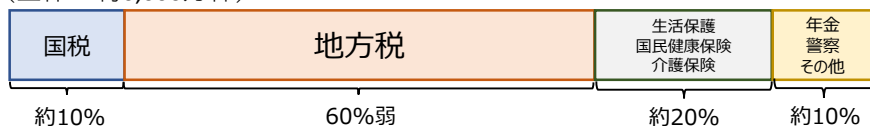
当面の対応（案）

- 関係省庁から、金融機関団体に対し、会員の**金融機関にオンライン照会への対応を呼びかける通知**を国税庁と連名で発出（and/or説明の実施）。
- （利用していない）**地方自治体等に対し、オンライン照会の利用を呼びかける通知**を（国税庁と連名で）発出（and/or説明の実施）。

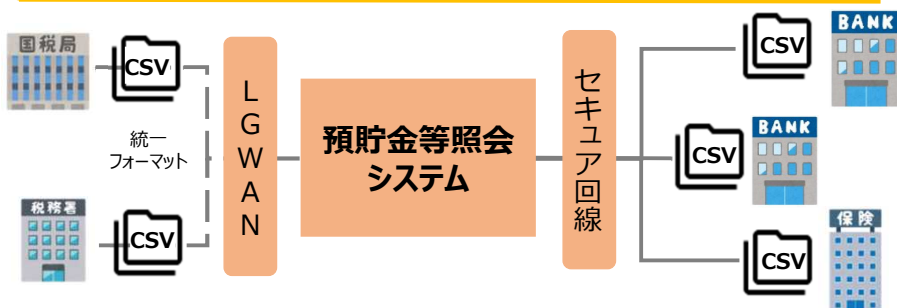
1 行政機関からの預貯金等照会の割合

「金融機関×行政機関のデジタル化にむけた取組の方向性とまとめ」(2019年11月公表)を基に、概算割合を算出。

(全体：約6,000万件)



2 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の仕組み



3 預貯金等のオンライン照会の導入状況

